

＜高等学校卒業程度認定試験合格支援事業＞

より良い条件での就職・転職ができるように、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験に合格するため、民間事業者などが実施する対策講座を受講した場合に、受講費用の一部を助成する事業です。詳しくは所管する福祉事務所にお問い合わせください。

＜母子家庭等自立支援給付費補助事業＞

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得のための養成訓練や講座受講に必要な経費の一部を助成する自立支援教育訓練給付費補助事業や、養成機関で修業する期間、生活の負担軽減を図るため、毎月補助金を交付する高等職業訓練促進給付費等補助事業を行っています。詳しくは所管する福祉事務所にお問い合わせください。（事前相談が必要です。）

＜ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業＞

高等職業訓練促進給付費を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金を貸し付けする事業です。詳しくは青森県社会福祉協議会（電話 017-723-1391）にお問い合わせください。

＜母子・父子自立支援プログラム策定事業＞

自立に意欲のある児童扶養手当受給者と面接を行い、自立目標や支援内容等を設定し、情報提供や連絡調整を行うほか、必要に応じて公共職業安定所との連携による就労支援も行います。詳しくは所管する福祉事務所にお問い合わせください。

＜ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業＞

自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、入居している住居の家賃を貸付する事業です。上記の「母子・父子自立支援プログラム策定事業」で自立支援計画を策定された方が貸付の対象となります。（貸付金は条件を満たすと償還免除となります。）詳しくは所管する福祉事務所にお問い合わせください。

＜母子・父子自立支援員＞

ひとり親家庭及び、ひとり親家庭になる前の方並びに寡婦に対し、経済上の問題、就労に関する問題、養育費等に関する問題、児童の養育や教育に関する問題、住まいに関する問題等、生活上のあらゆる相談に応じ、その自立に必要な情報提供等の総合的な支援を行います。詳しくは所管する福祉事務所にお問い合わせください。

相談・問い合わせ等は下記へ

| 名 称 | 電 話 | 郵便番号 | 所 在 地 |
|-------------------------------|-----------------|----------|--------------------------|
| 青 森 市 福 祉 事 務 所 | 017(734)5334 | 030-0801 | 青森市新町1丁目3の7 |
| 弘 前 市 福 祉 事 務 所 | 0172(40)7039 | 036-8551 | 弘前市大字上白銀町1の1 |
| 八 戸 市 福 祉 事 務 所 | 0178(38)0703 | 031-0011 | 八戸市田向3丁目6の1 |
| 黒 石 市 福 祉 事 務 所 | 0172(52)2111(代) | 036-0396 | 黒石市大字市ノ町11の1 |
| 五 所 川 原 市 福 祉 事 務 所 | 0173(35)2111(代) | 037-8686 | 五所川原市布屋町41の1 |
| 十 和 田 市 福 祉 事 務 所 | 0176(51)6716 | 034-8615 | 十和田市西十二番町6の1 |
| 三 沢 市 福 祉 事 務 所 | 0176(51)4431 | 033-0011 | 三沢市幸町3丁目11の5 |
| む つ 市 福 祉 事 務 所 | 0175(22)1111(代) | 035-8686 | むつ市中央1丁目8の1 |
| つ が る 市 福 祉 事 務 所 | 0173(42)2175 | 038-3192 | つがる市木造若緑61の1 |
| 平 川 市 福 祉 事 務 所 | 0172(44)1111(代) | 036-0104 | 平川市柏木町藤山16の1 |
| 東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室(東地方福祉事務所) | 017(734)9950 | 030-0861 | 青森市長島2丁目10の3 青森フコク生命ビル4階 |
| 中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室(中南地方福祉事務所) | 0172(35)1622 | 036-8356 | 弘前市大字下白銀町14の2 |
| 三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室(三戸地方福祉事務所) | 0178(27)4435 | 039-1101 | 八戸市大字尻内町字鴨田7 |
| 西北地域県民局地域健康福祉部福祉総室(西北地方福祉事務所) | 0173(35)2156 | 037-0046 | 五所川原市栄町10 |
| 上北地域県民局地域健康福祉部福祉総室(上北地方福祉事務所) | 0176(62)2145 | 039-2594 | 上北郡七戸町字蛇坂55の1 |
| 下北地域県民局地域健康福祉部福祉総室(下北地方福祉事務所) | 0175(22)2296 | 035-0073 | むつ市中央1丁目3の33 |

＜ひとり親家庭・寡婦の方々のために＞

(2023年度)

＜児童扶養手当＞

★支給対象

何らかの理由により、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護等している場合や、父又は母が心身に障害のある場合に、その児童を監護等している母又は父（児童と生計同一の場合に限ります。）若しくはそれ以外の養育者に対して児童扶養手当が支給されます。なお、児童が18歳に達した年度末までが手当の支給の対象となります。児童が政令で定める障害を有するときには、児童が20歳に達するまで支給されます。（所得制限があります。）ただし、児童が施設に入所している場合等は支給されません。

★手 当 額(2023年4月現在)

・全 部 支 給 月額 44,140円

・一 部 支 給 所得額に応じて月額 44,130円～10,410円（10円きざみ）

※第2子加算 月額 10,420円（全部支給）、10,410円～5,210円（一部支給）

※第3子以降加算 1人につき月額 6,250円（全部支給）、6,240円～3,130円（一部支給）

＜ひとり親家庭等医療費助成事業＞

母子家庭、父子家庭等の健康の保持と福祉の増進を図るため、県の補助を受けて市町村が医療費（入院時食事療養費を除く。）の助成をする制度です。（所得制限があります。）

★**給付対象者** イ. 母子家庭、父子家庭の児童及び父母のない児童（18歳に達した年度末まで）

ロ. 母及び父（ただし、自己負担金は一医療機関ごと月1,000円）

＜ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業＞

母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親家庭等を対象とし、自立のための就業支援を実施しています。

| | |
|----------|--|
| 所在地(申込先) | 〒030-0822 青森市中央3丁目20の30（県民福祉プラザ3F） 電話 017（735）4152 |
| 相 談 | 一般相談、法律相談、就業相談、心の相談 |
| 就業支援講習会 | パソコン講習会（個別指導）（青森市（東津軽郡対象）、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、むつ市で実施） 調剤薬局事務講習会（弘前市、八戸市で実施） 調理師試験準備講習会（弘前市で実施） 介護職員初任者研修講習会（青森市（東津軽郡対象）、弘前市、八戸市、三沢市、むつ市） |
| 就業情報提供 | 求職活動を支援するため就業支援バンクを開設し、求人情報を提供 |
| 費 用 | 相談及び受講料は無料ですが、受講の教材費等の一部負担があります。 |

＜ひとり親家庭等日常生活支援事業＞

母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の増進を図るために、家庭支援員を派遣し、無料で必要な保育や家事援助を行う制度です。

※詳しくは（公財）青森県母子寡婦福祉連合会（電話 017-735-4152）にお問い合わせください。

★**派遣対象** 母子家庭、父子家庭及び寡婦で①、②のために一時的に保育や家事援助等のサービスが必要な方

①仕事、就職活動又は疾病、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加等

②就業上の理由で保育園等への送迎が困難、役所での手続きや美容院の利用等の外出

※②については回数制限があります。

母子父子寡婦福祉資金の貸付について

母子家庭、父子家庭、寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進することを目的に右記資金の貸付を行っています。

事前相談が必要となりますので、詳しくは、お住まいの地区の各地方福祉事務所（各地域県民局地域健康福祉部福祉総室、福祉こども総室）にお問い合わせください。なお、青森市にお住まいの方は青森市福祉事務所に、八戸市にお住まいの方は八戸市福祉事務所にお問い合わせください。

貸付を受けることができる方

県内在住の母子家庭、父子家庭、寡婦の方など

保証人

原則として連帯保証人が必要です。
詳しくは、事前相談の際に御相談ください。

申請から貸付金の交付まで

貸付を希望される場合は申請が必要です。
福祉事務所において、申請内容について審査が行われます。
審査の結果、貸付の目的を達成することが困難と認められるときなど、お貸しできない場合があります。
申請に対する決定まで時間がかかることがありますので、余裕を持って御相談ください。

修学資金（学校・学年別）貸付限度額（月額）一覧表 （単位：円）

| 学校等種別 | | 学年別 | | | | | |
|--------------------|------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | |
| 高等学校 専修学校(高等課程) | 国公立 | 自宅通学のとき | 27,000 | 27,000 | 27,000 | — | — |
| | | 自宅外通学のとき | 34,500 | 34,500 | 34,500 | — | — |
| | 私立 | 自宅通学のとき | 45,000 | 45,000 | 45,000 | — | — |
| | | 自宅外通学のとき | 52,500 | 52,500 | 52,500 | — | — |
| 高等専門学校 | 国公立 | 自宅通学のとき | 31,500 | 31,500 | 31,500 | 67,500 | 67,500 |
| | | 自宅外通学のとき | 33,750 | 33,750 | 33,750 | 76,500 | 76,500 |
| | 私立 | 自宅通学のとき | 48,000 | 48,000 | 48,000 | 98,500 | 98,500 |
| | | 自宅外通学のとき | 52,500 | 52,500 | 52,500 | 115,000 | 115,000 |
| 専修学校(専門課程) | 国公立 | 自宅通学のとき | 67,500 | 67,500 | — | — | — |
| | | 自宅外通学のとき | 78,000 | 78,000 | — | — | — |
| | 私立 | 自宅通学のとき | 89,000 | 89,000 | — | — | — |
| | | 自宅外通学のとき | 126,500 | 126,500 | — | — | — |
| 短期大学 | 国公立 | 自宅通学のとき | 67,500 | 67,500 | — | — | — |
| | | 自宅外通学のとき | 96,500 | 96,500 | — | — | — |
| | 私立 | 自宅通学のとき | 93,500 | 93,500 | — | — | — |
| | | 自宅外通学のとき | 131,000 | 131,000 | — | — | — |
| 大学 | 国公立 | 自宅通学のとき | 71,000 | 71,000 | 71,000 | 71,000 | — |
| | | 自宅外通学のとき | 108,500 | 108,500 | 108,500 | 108,500 | — |
| | 私立 | 自宅通学のとき | 108,500 | 108,500 | 108,500 | 108,500 | — |
| | | 自宅外通学のとき | 146,000 | 146,000 | 146,000 | 146,000 | — |
| 大学院 | 修士課程 | 132,000 | 132,000 | — | — | — | |
| | 博士課程 | 183,000 | 183,000 | 183,000 | — | — | |
| 専修学校(一般課程) | | 52,500 | 52,500 | — | — | — | |

※上表にかかわらず、実際に貸付を受けられる金額は、申請される方の所得や高等教育の修学支援新制度の対象となるかどうかにより、変更となります。

資金一覧

| 資金の種類 | 貸付対象等 | 貸付限度額等 | 据置期間 | 償還期間 | 利率 | |
|--------|---|--|---|--|--------------------------------------|---|
| 事業開始資金 | ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体 | 事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金 | (個人) 3,260,000円 (団体) 4,890,000円 ※複数の母子家庭の母、父子家庭の父が共同して起業する場合の限度額は、団体貸付の限度額を適用 | 貸付の日から1年間 | 7年以内 | 保証人有 無 利子 保証人無 年1.0% |
| 事業継続資金 | ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体 | 現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金 | (個人) 1,630,000円 (団体) 1,630,000円 | 貸付の日から6ヶ月間 | 7年以内 | 保証人有 無 利子 保証人無 年1.0% |
| 修学資金 | ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 | 高等学校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校において修学するための授業料、書籍代、交通費等に必要資金 (大学等については、授業料以外の学校納付金、課外活動費、住居費等も含む) | 貸付限度額：左下の表参照 ※大学、短大、高等専門学校、専修学校において、「高等教育の修学支援新制度」の対象となる場合は、新制度による授業料などの減免額や給付型奨学金の給付額を控除した額を限度として貸付を行います。 (本資金貸付後に新制度対象となった場合は、貸付を受けた金額から、授業料減免額・給付型奨学金相当額を速やかに償還していただきます。) | 修学終了後6ヶ月 | 20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内 | 無 利子 |
| 技能習得資金 | ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 | ①自ら事業を開始又は会社等に就職することを目的として、必要な知識技能を習得するための資金 ②高等学校において修学する場合に必要な資金 | 月額 68,000円 ※貸付期間：知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内 ※特別な事情がある場合 12ヶ月相当分を一括貸付 自動車運転免許習得の場合 460,000円 | 知識技能習得後1年 | 20年以内 | 保証人有 無 利子 保証人無 年1.0% |
| 修業資金 | ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 | 事業を開始し又は就職することを目的として、必要な知識技能を習得するための資金 | 月額 68,000円 ※貸付期間：知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内 自動車運転免許習得の場合 460,000円 | 知識技能習得後1年 | 20年以内 | 無 利子 |
| 就職支度資金 | ・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦 | 就職するために直接必要な被服、履物等及び通動用自動車等を購入する資金 | 105,000円 通動用自動車購入費を含む場合 340,000円 | 貸付の日から1年間 | 6年以内 | 保証人有 無 利子 保証人無 年1.0% ※児童は無利子 |
| 医療介護資金 | ・母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) ・寡婦 | 医療又は介護(医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金 | 医療 340,000円 所得税非課税の場合 480,000円 介護 500,000円 | 医療又は介護の期間満了後6ヶ月 | 5年以内 | 保証人有 無 利子 保証人無 年1.0% |
| 生活資金 | ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 | 次の場合の期間中の生活を維持するのに必要な資金 ①知識技能を習得している ②医療又は介護を受けている ③失業中④母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)⑤家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで所得が減少 | ①の場合 月額 141,000円 ②～④の場合 月額 108,000円 (但し、生計中心者でない場合 月額 70,000円) ⑤の場合 児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額) ※貸付期間 ①3年以内②2年以内③離職した日の翌日から1年以内 ④母子家庭又は父子家庭になって7年未満を限度として貸付(合計2,592,000円限度) ⑤原則3か月以内。最長1年まで延長可能であるが一度に延長できる期間は3か月の範囲 ※特別な事情がある場合 3か月相当分を一括貸付 ※④に含む養育費の取得に係る裁判費用 12か月相当分を一括貸付 | ①知識技能習得後 ②医療若しくは介護の期間満了後 ③～⑤貸付満了後 6ヶ月 | ①20年以内 ②、③5年以内 ④8年以内 ⑤10年以内 | 保証人有 無 利子 保証人無 年1.0% |
| 住宅資金 | ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 | 住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金 | 1,500,000円 特別 2,000,000円 | 貸付の日から6ヶ月間 | 6年以内 特別 7年以内 | 保証人有 無 利子 保証人無 年1.0% |
| 転宅資金 | ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 | 住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金 | ※新居住地で申請 260,000円 | 貸付の日から6ヶ月間 | 3年以内 | 保証人有・無利子 保証人無・年10% |
| 就学支度資金 | ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 | 就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金 大学等については、受験料も対象となる | 小学校 64,300円 中学校 81,000円 (所得税非課税の場合貸付) 公立の高校、専修学校(高等課程、一般課程)、修業施設(中学校卒業者) 自宅 150,000円 自宅外 160,000円 私立の高校、専修学校(高等課程) 自宅 410,000円 自宅外 420,000円 国立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程) 自宅 410,000円 自宅外 420,000円 私立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程) 自宅 580,000円 自宅外 590,000円 大学院 国立 380,000円 私立 590,000円 修業施設(高等学校卒業生) 自宅 272,000円 自宅外 282,000円 | 修学、修業終了後6ヶ月 | 20年以内 専修学校(一般課程) 修業施設 5年以内 | 無 利子 |
| 結婚資金 | ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 | 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の結婚資金 | 310,000円 | 貸付の日から6ヶ月以内 | 5年以内 | 保証人有・無利子 保証人無・年10% |

(注) 償還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で、繰上償還もいつでもできます。
違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、償還金を納入期限までに償還しなかったときは、その翌日から実際に納入した当日までの日数を計算し、元金につき年3%の違約金が徴収されます。